

略して
「学特法人」

学生納付特例事務法人制度

Q&A

学特法人の指定に際して、皆様から多く寄せられる質問事項をまとめました！

Q₁ そもそもどうして学生納付特例制度の普及、促進が重要なのですか？

A₁ 所得のない学生が、学生納付特例制度を利用すると、万が一の病気やケガで障害を負ってしまった場合でも、**障害基礎年金による保障が受けられるためです。**
障害基礎年金は、講義中やサークル活動中などの事故によるケガにも対応しておりますが、学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合がございます（下の図をご覧ください。）。

学生の方の手続きを
しやすくする観点から、
学生納付特例申請の
代行のご協力を
お願いいたします！



保険料を納める余裕のない学生が、学生納付特例の申請が遅れると…

Aさん(大学生)

20歳から国民年金に加入し、同時に通っている大学で**学生納付特例の申請を行っている。**



私の場合は、学校終わりに学特の申請が出来ました！

Bさん(専門学生)

20歳から国民年金に加入したが、学生納付特例の申請をせず、**未納状態**となっている。



学特の制度は知ってるけど市役所に行く時間が…

例えば…



学校の実習中に事故に遭い、重い障害が残ってしまった場合。

Aさんは障害基礎年金を受け取れます

※診断書等を提出していただき、総合的に判断します。

Bさんは障害基礎年金を**受け取れない場合があります**

進学時に実家から住民票を移してなかったから、学校で学特の手続きができて助かりました！



自分の通う学校が代行事務を行っていた関係で学生納付特例制度を初めて知りました！



Q₂ 学生納付特例事務法人として指定されたら、どんなメリットがありますか？

① 学生は学生納付特例の手続きがよりしやすくなります！
在学中の大学等教育施設が学生納付特例事務法人として学生納付特例の代行事務を行う許認可を受けている場合、学生は通学する大学等教育施設を通じて学生納付特例制度の申請をすることができるようになります。また、申請の際に必要な在学証明書の提出も不要となります。

② 学生第一の学校づくりを進めることができます！
大学等教育施設にとっては、学生の年金受給権の確保を図るという学生第一の学校づくりを進めることができます。

③ 日本年金機構から事務手数料※が支払われます！
大学等教育施設からの報告に基づき、大学等教育施設に対して代行していただいた事務手数料※として1件あたり単価500円が日本年金機構から支払われます。

※法人以外の国及び地方公共団体の大学等教育施設には事務手数料の支払いがありません。

A₂

Q₃ 学生のために代行事務をやってみたい気持ちはあるけど…
ただでさえ人出も足りないし大変そう…

代行事務として行っていただくことは主に3つです！

A₃

- ① 受付・記載漏れ等の確認、受付管理簿の作成
- ② 日本年金機構（事務センター）への申請書の送付
※費用は原則日本年金機構が負担します
- ③ 各月における取扱件数の報告（取扱がない月は不要）

また、併せて学生へ「学生納付特例申請書受付の代行事務」
を行っている旨の周知をお願いします。

年金の重要性は認識
しており、学生のために
指定を受けました。
事務が心配でしたが、
けっこう簡単で安心し
ました。



年金セミナーを実施したところ、
学生にとっても好評でした。
そのため、学生に意見を募っ
たところ、指定を受けてほしい
という声が多かったので、指定
を受けました。



Q₄ 年金制度のことはよく分からないから、
学生に質問されたら困ってしまいます…

A₄

お近くの年金事務所へいつでもご相談ください！
専用の「ねんきんダイヤル」もありますので、ご案内い
ただいて差し支えありません。
また、日本年金機構（年金事務所）では、
「学生向け年金セミナー」を行っています。
こちら是非ご利用ください！

Q₅ 代行事務をやってみたいと思いますが、
どちらに連絡をしたらよろしいですか？

法人・教育施設等の主たる事務所の所在地を管轄する、
日本年金機構本部担当までお気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部（代表）03-5344-1100

A₅

日本年金機構本部担当	法人・教育施設等の主たる事務所の所在地
南関東地域第一部	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北関東・信越地域第一部	茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、新潟県、長野県

※制度に関するご質問は、関東信越厚生局までお問い合わせください。

年金事務所と厚生局の
方に説明をしていただき、
とてもよく理解できて、心
配していた事務も難しく
ないし、大変でもないの
で、利用を決めました。



 厚生労働省 関東信越厚生局

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館7F

厚生労働省 関東信越厚生局

年金調整課 調整係

TEL: 048-740-0714

URL: <http://xx.xx.go.jp>